

全庁共通メタバース空間整備・運用保守
事業委託企画提案競技評価基準書

埼玉県企画財政部/行政・デジタル改革課

目次

1.	資格審査.....	1
2.	一次審査（書類審査）.....	1
3.	二次審査（プレゼンテーション審査）.....	1
4.	採点基準.....	2

全庁共通メタバース空間整備・運用保守事業委託における契約先候補者を選定するための企画提案競技評価基準については、次のとおりとする。

1. 資格審査

- (1) 「全庁共通メタバース空間整備・運用保守事業委託契約先候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の各委員が、「全庁共通メタバース空間整備・運用保守事業委託企画提案競技募集要領」（以下「募集要領」という。）の「6. 参加資格」に定義された要求要件（以下「参加資格」という。）を満たしているか否かを審査する。企画提案競技の参加者のうち、参加資格を満たしていない者については不合格とする。

2. 一次審査（書類審査）

- (1) 参加資格を満たしている者が3者以下の場合は、全ての企画提案競技の参加者を第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。
- (2) 参加資格を満たしている者が4者以上ある場合については、選定委員会の各委員が、提出された企画提案書について、「全庁共通メタバース空間整備・運用保守事業委託企画提案競技評価項目一覧」（以下「評価項目一覧」という。）において「必須」に定義された提案依頼事項を審査する。審査方法については、「3.（1）評価方法」に準拠して行うものとし、企画提案競技の参加者ごとの得点を算出する。
- (3) 選定委員会の各委員による審査結果に基づき、得点の合計の高い3者を、第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。

3. 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 評価方法

ア 評価項目

- (ア) 募集要領及び仕様書に定義された要求要件を満たしているか否かを審査する。
- (イ) 提案内容は文書による意思表示にとどまらず、プレゼンテーションでの説明や質疑に対する回答も含めて審査する。
- (ウ) 根拠、実現方式等が明瞭に記載されているかについて審査する。

イ 評価基準

- (ア) 評価項目一覧において定義された提案依頼事項に基づく提案内容を審査する。
- (イ) 見積価格が著しく低額であると認められる場合は、別途、当該企画提案競技の参加者に対し、見積額の算定方法等について、説明及び提出資料を求めるものとする。

ウ 評価方法

- (ア) 募集要領に定義された要求要件を満たしていない者、また、仕様書に定義された提案依頼事項のうち、一つでも満たしていない項目がある場合は、「不合格」とする。

(イ) 不合格ではない者について、各委員が評価項目一覧の提案事項 1～7 に対して「(4) 採点基準」のとおり 5 段階の評価を行う。なお、提案事項 8 については、以下のとおり、提出された見積価格に応じて評価する。

$$\text{得点} = 20 \text{ 点} \times (1 - \text{見積価格} \div \text{予定価格})$$

(ウ) (イ) の結果を基に、評価に対する配点割合を項目の配点で乗じ、得た値の小数点以下を切り捨てた値を得点とする。

(エ) (ウ) で算出した委員ごとの合計得点を総合計し、2 者以上の参加者があった場合は得点の高い者を選定する。参加者が 1 者の場合は、総合計得点が著しく低い場合を除き、参加者を選定する。

(オ) 仕様書及び評価項目一覧に記載されていない項目や、提案内容については評価の対象としない。また、仕様書及び評価項目一覧に記載されている要件、提案内容であっても、本業務の必要性・重要性に照らし、必要の範囲を超えるなど、評価する意味がないと判断した場合、評価の対象としないことがある。

4. 採点基準

採点区分	採点基準	評価	配点割合
極めて優れている	・すべての評価基準に照らして優れた提案になっており、かつ、特筆すべき秀逸な提案が 1 つ以上含まれている。	5	100%
優れている	・ほとんどの評価基準に照らして優れた提案になっており、かつ、特筆すべき秀逸な提案が 1 つ以上含まれている。	4	70%
普通	上記 2 つの採点区分に該当するものを除いて、評価基準に照らして優れた提案が含まれている。	3	40%
劣っている	上記 3 つの採点区分に該当するものを除いて、評価基準に照らして凡庸な提案が含まれている。	2	10%
極めて劣っている (不合格)	評価基準に照らして、提案が含まれていない。	1	0%

(以 上)